

「経済財政運営と改革の基本方針2017」の大学改革に係る記載事項の現状と議論の方向性

「経済財政運営と改革の基本方針2017」の記載事項	現行制度・現状	方向性
<p>大学教育の質や成果の「見える化」・情報公開</p>	<p>・<u>情報公開の義務</u>は学校教育法に規定されている。</p> <p>・<u>全ての大学が公表すべき事項</u>として以下の情報等が学校教育法施行規則に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事 ・授業科目、授業の方法並びに年間の授業の計画に関する事 ・学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事 等 <p>・学生の入学から卒業に至るまでの<u>三つの方針</u>（卒業の認定に関する方針、教育課程の編集及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針）の<u>一体的な策定・公表</u>が学校教育法施行規則に規定されている。</p> <p>※なお、学部段階において学生の学修時間や学修行動を把握している大学は604大学（全体の約81%）である。</p>	<p>中央教育審議会において、以下の論点で議論 平成29年12月論点整理→平成30年秋頃答申</p> <p>・三つの方針に基づく大学教育の質向上に向けたPDCAサイクルを適切に機能させるためには、<u>学生の学修成果に関する情報を的確に把握・測定し（すなわち可視化し）、当該情報を、各大学が取り組むべき目標の設定、目標と現状のギャップの測定、目標の到達に向けた既存のカリキュラムや教育手法の見直し等に適切に活用することが必要。</u></p> <p>・また、大学の質保証の強化という観点に加え、大学教育の成果に期待し、大学の教育研究と連携を深めつつある<u>地域社会・企業</u>に対して大学の説明責任を確保・向上するためにも大学の教育成果について公表を促す必要がある。</p> <p>・各大学が活用できる学修成果の可視化に係る情報の例として、以下のようなものが考えられることから、<u>各大学の取組が進むよう必要な情報の把握や公表について国として一定の指針を示すことについて議論。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> [学生が修得した知識及び能力の状況] ・単位及び学位の修得状況と成績 ・卒業論文などの成果物に対する評価 ・G P A ・アセスメントテスト等の学外試験のスコア [学生の学修に係る意識及び行動] ・学修行動調査を通じた「学生の学修に対する意欲」「学修時間」等 ・資格や褒賞の状況 ・進路の決定状況（就職先・進学先）等の卒業後の状況 ・卒業生に対する評価の把握
<p>教育課程等の見直し</p>	<p>・平成28年3月、学校教育法施行規則を改正し、「<u>三つの方針</u>」※の一体的な策定・公表を制度化。</p> <p>・同年同月、各大学の建学の精神や強み・特色等を踏まえた自主的・自律的な三つの方針を策定・運用する際の参考指針として、「<u>三つの方針の策定及び運用に関するガイドライン</u>」を策定。</p> <p>※入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）</p>	<p>各大学において、「<u>三つの方針</u>」を通じた大学教育の充実に向けたP D C Aサイクルを確立することを目指し、<u>教育課程等の見直しを自主的・自律的な促す。</u></p> <p>中央教育審議会において、以下の論点で議論 平成29年12月論点整理→平成30年秋頃答申</p> <p>・現行制度上の課題を踏まえ、今後は特に、学問の進展や社会の変化に対応した教育や学生本位の視点に立った学修を実現していくためには、<u>学位を与える課程に着目した在り方をより重視していく必要がある。</u></p> <p>・このことから、学部等の組織において提供される従来の学位プログラムの質を引き続き確保することを前提としつつ、大学が自らの判断で機動性を発揮し、学内の資源を活用して学部横断的な教育に積極的に取り組むことができるよう、<u>制度を整えるべきである。</u></p> <p>・具体的には、複数の学部等を設置する大学が「<u>学部等の組織の枠を越えた学位プログラム</u>」を、これまでの学部等とは異なる新たな類型として設置できるよう、<u>制度上位置付けることとしてはどうか。</u></p>
<p>成績評価等の厳格化</p>	<p>・大学設置基準において、以下の通り規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大学が学生に対して、<u>授業の方法及び内容並びに一年間の授業の内容を予め明示すること</u> ○<u>学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準を予め明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うこと</u> 	<p>中央教育審議会等において、以下の論点で議論 平成29年12月論点整理→平成30年秋頃答申</p> <p>・シラバスの記載の充実を担保するために、例えば、大学設置基準を改正し、大学が学生に明示する必要がある事項として、<u>従前の事項に加え、事前に必要な学修の時間の目安やその内容についての規定を整備すること等も考えられるのではないか。</u>また、学修成果の可視化の観点から、<u>人材養成の目的もしくは学位授与の方針と授業科目との関連を示す等シラバスの記載の充実に向けた一定の指針を示すこととしてはどうか。</u></p> <p>・平成20年12月の「<u>学士課程教育の構築に向けて（答申）</u>」の中では、大学に期待される取組として、GPA等の客観的な基準を学内で共有し、教育の質保証に向けて厳格に適用することが挙げられており、GPAを導入・実施する際に留意すべき点について言及されている。国として、こうした提言を各大学に改めて周知するとともに、<u>GPAの算定方法に関する情報や活用の好事例について併せて示す必要があるのではないか。</u></p>

「経済財政運営と改革の基本方針2017」の大学改革に係る記載事項の現状と議論の方向性

「経済財政運営と改革の基本方針2017」の記載事項	現行制度・現状	方向性
外部人材の登用の促進	<p>・国立大学法人及び学校法人については、外部理事を1名以上登用することが義務化されている。外部理事は、国立大学法人において平均1.43人（理事全体の人数の平均は4.62人）、大学を設置する学校法人において平均4.82人が登用されている（理事全体の人数の平均は11.58人）。</p> <p>・大学における<u>教学マネジメントは学部教授会が主導していることが多く（約5割）、外部有識者の意見を参考にしている大学は少数（約1割）</u>である。</p> <p>・企業のニーズと大学教育では、「<u>理論に加えて、実社会とのつながりを意識した教育を行う</u>」という点に大きな乖離がある（期待する企業の割合：42% 特に注力している大学の割合：30%）</p>	<p>中央教育審議会等において、以下の論点で議論 平成29年12月論点整理→平成30年秋頃答申</p> <p>・<u>大学運営に学外の意見を一層取り入れることを含め、国立大学法人におけるガバナンス改革はどうあるべきか。</u></p> <p>私立大学等の振興に関する検討会議における以下の議論を踏まえ、今後、大学設置・学校法人審議会学校法人分科会の学校法人制度改善検討小委員会において具体策を検討予定。</p> <p>・<u>学校法人制度の根幹である理事会について、各理事が適切に職務を遂行するため、学内理事及び外部理事の役割の明確化等の方策が必要ではないか。</u></p>
リカレント教育の充実	<p>・人生100年時代を見据え、<u>生涯を通じて社会で活躍するためには、社会に出た後も学び続けることにより、新たに必要とされる知識や能力、技術を身に付けていくことが不断に求められる。</u></p> <p>・これまで、大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを「<u>職業実践力プログラム</u>」（BP）として文部科学大臣が認定する制度を創設するなど、<u>リカレント教育の推進に取り組んできた。</u></p> <p>・大学等の社会人入学者数はこの数年伸び悩んでおり、また、諸外国に比べてもその割合は低いといった現状がある。文科省の調査によると以下の理由が挙げられる。</p> <p>○従事者が大学等で学ぶことを原則認めていない企業の多くは「<u>本業に支障をきたす</u>」と考えている</p> <p>○<u>学び直しを経験したことのない社会人の多くが、障害要因として「費用が高すぎる」「1年未満の短期間で学べる教育プログラムが少ない</u>」と考えている</p>	<p>中央教育審議会において、以下の論点で議論 平成29年12月論点整理→平成30年秋頃答申</p> <p>・人生100年時代を見据え、今後、<u>大学は社会人の学び直しに対してどのような役割を果たすべきか。</u></p> <p>・大学等が果たす役割を踏まえ、産業界との対話・協働を通じ、どのようにプログラムを改善・充実させていくか。</p> <p>・社会人の学び直しを促進するためにどのような環境整備が必要か。</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○社会人の学び直しへの企業等の積極的な参画を促すための方策 ○BP等の総授業時間数の短縮などの利便性や社会的認知度・評価の向上のための方策 ○放送大学やMOOC等の一層の活用方策 ○学び直しに係る社会人学生や企業の費用負担の軽減策 <p>人生100年時代構想会議においても、論点の一つとして議論 平成29年内中間報告→平成30年前半基本構想</p>
ガバナンス改革	<p>・大学運営における<u>学長のリーダーシップの確立等のガバナンス改革を促進するため、副学長・教授会等の職や組織の規定を見直すとともに、国立大学法人の学長選考の透明化等を図るための措置を講ずるため、学校教育法及び国立大学法人法を一部改正。</u></p> <p>・改正法等の趣旨を踏まえた<u>内部規則や運用の総点検・見直しの進捗状況を把握するため調査を実施。</u></p> <p>（調査結果概要）</p> <p>・学校教育法関係部分については、法令改正を受けて、募集停止大学を除き、該当する全ての大学で内部規則等の規定の改正などの具体的な取組を実施済み。また、国立大学法人法関係部分については、全ての国立大学（86校）において、学長選考の基準として、「<u>学長に求められる資質・能力</u>」「<u>学長選考の手続・方法</u>」に関する具体的な事項が盛り込まれ、又は次期学長選考の開始までに盛り込まれる予定。</p>	<p>各大学において内部規則等の整備は進んだが、さらなるガバナンス改革の推進のため、引き続き、運用状況を検証し、各大学の取組を促していく。</p> <p>中央教育審議会等において、以下の論点で議論 平成29年12月論点整理→平成30年秋頃答申</p> <p>・<u>大学運営に学外の意見を一層取り入れることを含め、国立大学法人におけるガバナンス改革はどうあるべきか。</u></p>

「経済財政運営と改革の基本方針2017」の大学改革に係る記載事項の現状と議論の方向性

「経済財政運営と改革の基本方針2017」の記載事項	現行制度・現状	方向性
設置者の枠を超えた大学の連携・統合	<p>・将来的には全体として18歳人口が減少するが、特に地方の私立大学ほど厳しい経営状況に陥る傾向にあるなど、<u>地域によって高等教育の置かれている状況は異なっている。</u></p> <p>・各地域において将来的にも質の高い高等教育機関が存在することは、学生へのアクセス確保の面のみならず、地域の発展にも重要である。今後、<u>連携方策を多様化し更なる連携を進めるとともに、統合方策についても検討する必要がある。</u></p> <p>・<u>国立大学については、一つの国立大学法人が一つの国立大学を設置することとなっている。</u></p> <p>・<u>私立大学は、大学や法人の独立性や独自性が強く、大学間や文部科学大臣所管法人間の合併の事例は少ない。</u></p>	<p>中央教育審議会等において、以下の論点で議論 平成29年12月論点整理→平成30年秋頃答申</p> <p>・国立大学法人について、<u>一法人複数大学設置を含めたガバナンスの在り方はどうあるべきか。</u></p> <p>・私立大学が一定の独立性を保ちつつ緩やかに連携し、規模のメリットを活かすことができるような経営の幅広い連携・統合の在り方は考えられないか。また、統合される学校法人の建学の精神の承継に配慮した仕組みの検討など、より多様な連携・統合の方策は考えられないか（学部・学科単位での設置者変更を認める等制度面での改善も含め）。</p>
地方創生に資する大学の在り方（地方公共団体や地域の産業界等との連携強化）	<p>・<u>大学間の連携や地域社会・産業界との連携による「大学連携」・「大学コンソーシアム」等の取組が進められている。</u>平成16年11月には、「全国大学コンソーシアム協議会」が発足し、29年7月時点で各地の大学コンソーシアム48団体で構成されている。</p> <p>・大学間の連携では<u>コンソーシアムが全国的に広がりを見せており、地方自治体や産業界との連携の取組も一部で始まっている。</u></p>	<p>地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議において、以下の論点で議論 平成29年12月最終報告</p> <p>・地方の特色ある創生に向けた地方大学等の対応として、以下の事項に取り組むことが重要ではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特色」を求めた大学改革・再編 ・地方での役割・位置づけの強化 ・地方創生に資するガバナンス強化 <p>・<u>首長の強力なリーダーシップの下、地域の産業ビジョンや地域における大学の役割・位置付けを明確化し、組織レベルでの持続可能な産官学連携体制のモデルとなる先進的な取組に対して国が重点的に支援すべきではないか。</u></p> <p>中央教育審議会において、以下の論点で議論</p> <p>・全国各地で質の高い教育研究の維持・発展を図るため、<u>複数の高等教育機関と地方自治体・産業界とが恒常的に連携を行うような体制の構築が課題ではないか。</u></p>
経営困難な大学の円滑な撤退や事業承継が可能となる枠組みの整備	<p>・18歳人口の減少に影響を受けており、私立大学においては、<u>約4割が入学定員未充足の状況にあるほか、基本金組入前当年度収支差額（帰属収支差額）がマイナスとなっている割合は4割を超える状況となっている。</u></p> <p>・文部科学省では学校法人運営調査において、<u>学校法人の管理運営の組織及びその活動状況、財務状況等について、実態を調査するとともに、必要な指導、助言を実施。</u>平成27年度より調査校数を拡充（年間30法人程度だったものを50法人程度へ）するなど、<u>制度の一層の充実を図っている。</u>また、経営状況が特に厳しい学校法人に対しては、<u>経営改善計画に基づく経営改善状況の報告を求め、私学事業団とも連携しながら個別に指導を行っている。</u></p>	<p>中央教育審議会や私立大学等の振興に関する検討会議（今後、大学設置・学校法人審議会学校法人分科会の学校法人制度改善検討小委員会において、更なる具体策を検討予定）において、以下の論点で議論 中教審 平成29年12月論点整理→平成30年秋頃答申</p> <p>・学校法人が突然に経営破綻に陥ることを防ぐため、<u>経営悪化傾向にある法人に対し、経営状況をよりきめ細かく分析した上で、その自主性・自律性に配慮しつつも、他法人との合併や撤退を含む早期の適切な経営判断が行われるよう文部科学省や私学事業団が支援し、状況に応じてさらに踏み込んだ指導・助言を行うことが必要ではないか。</u></p> <p>・<u>学校法人の破綻の際の処理手続きに関する法制や運用全般についても、より円滑な手続きや学生保護の観点から適切な方策がないか検討すべきではないか。</u></p>
給付制奨学金制度及び所得連動返還型奨学金制度の円滑かつ着実な実施、無利子奨学金や授業料減免等、必要な負担軽減策	<p>・平成29年度より給付型奨学金制度を創設した。平成30年度以降の本格実施では、毎月2～4万円を1学年約2万人に支給する。</p> <p>・無利子奨学金については、平成29年度より残存適格者を解消するとともに低所得世帯の子供たちに係る成績基準を撤廃した。また、返還月額が卒業後の所得に連動する所得連動返還型奨学金制度を導入した。</p> <p>・授業料減免措置を拡充している。</p> <p>国立大学 平成29年度予算額：333億円(対前年度:13億円増) 減免対象人数：約6.1万人(対前年度:2千人増)</p> <p>私立大学 平成29年度予算額：102億円(16億円増) 減免対象人数：約5.8万人(1万人増)</p>	<p>人生100年時代構想会議を中心に、以下の方向で検討 平成29年内中間報告→平成30年前半基本構想</p> <p>・格差の固定化を防ぐため、<u>所得が低い家庭の子供たち、真に必要な子供たちに限って高等教育の無償化を表現する。</u>授業料の減免措置の拡充と併せ、<u>必要な生活費を全て賄えるよう、給付型奨学金の支給額を大幅に増やす。</u></p>